省令

○総務省令第百十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十一日

総務大臣　藤井比早之

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等） **第七条の二の九**　［略］	（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等） **第七条の二の九**　［同上］
2　法第七十二条の百十四第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「Ｉ二　小売商品計」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「Ｉ二　小売業」のうち「一　個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「六〇三三一　医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表の表頭「商品販売形態別」のうち「三　通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「四　インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「五　自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」の欄の額の合計額と、前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商	［同上］